

暮らしのお知らせ

★は、行政情報告知端末機の番号です

令和元年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について

年末調整や確定申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられていますので、大切に保管ください。

平成31年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された人は、控除証明書が令和元年10月31日に日本年金機構から発送されます。

和2年2月6日に発送される予定です。

年金相談の予約など

☎ 0166-172-5004
内線 116・117
☆ 4-1251103

ねんきん加入者ダイヤルについて

日本年金機構では、前

述している社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関するお問い合わせのほか、年金の加入に関する一般的なお問い合わせについて、「ねんきん加入者ダイヤル」を利用することができます。また、事業者や厚生年金保険加入者向けの照会も電話対応を行っています。電話番号については、下記のとおりです。

ねんきん加入者ダイヤル

- ・国民年金加入者向け ☎ 0570-003-004
- ・事業所・厚生年金加入者向け ☎ 0570-007-123

○営業日

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用できません。

☎ 0166-127-11611
内線 116・117
☆ 4-1251103

弁護士による巡回無料法
律相談

の状況によってはご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかつたり、払わなくていいものを払つてしまつたり、守られるべき権利が守られない事態が起きないよう、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基会法律事務所の弁護士が対応いたします。

■場所
公民館3階A会議室
午後1時15分～午後5時5分
■日時
2月26日（水）

■相談担当
菊地 順太 弁護士

■主催
旭川弁護士会

■共催
下川町

■予約先
税務住民課

住民生活グループ

☎ 04-12511内線112
☆ 4-1251103

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきます。相談に際しては、予

お願いいたします。予約お願いいたします。予

